

相続財産管理人選任の申立てに必要な書類

- 被相続人の出生時から死亡時までのすべての戸籍（除籍、改製原戸籍）謄本
- 被相続人の両親（実父母・養父母）の出生時から死亡時までのすべての戸籍（除籍、改製原戸籍）謄本
- 被相続人の子（及びその代襲者）で死亡している方がある場合、その子（及びその代襲者）の出生時から死亡時までのすべての戸籍（除籍、改製原戸籍）謄本
- 被相続人の両親（実父母・養父母）より上の代の直系尊属（祖父母等）の死亡の記載のある戸籍（除籍、改製原戸籍）謄本
- 被相続人の兄弟姉妹で死亡している方がある場合、その兄弟姉妹の出生時から死亡時までのすべての戸籍（除籍、改製原戸籍）謄本
- 代襲者としてのおい又はめいで死亡している方がある場合、そのおい又はめいの死亡の記載がある戸籍（除籍、改製原戸籍）謄本
- 被相続人の住民票除票又は戸籍附票
- 財産管理人候補者の住民票又は戸籍附票
- 相続財産の目録
- 財産を証する資料（不動産登記事項証明書（未登記の場合は、固定資産評価証明書）、預貯金及び有価証券の残高が分かる書類（通帳写し、残高証明書等）
- 利害関係人からの申立ての場合、利害関係を証する資料（戸籍謄本、金銭消費貸借契約書等）

-
- ※ 必要書類としての戸籍等の謄本が重複（共通）する場合、同じものは1通提出していただくのみで結構です。
 - ※ 戸籍等の謄本は、戸籍等の全部事項証明書という名称で呼ばれることがあります。
 - ※ 申立て前に入手不可能な戸籍等の謄本がある場合は、その戸籍等の謄本は、申立て後に追加提出することでも差し支えありません。
 - ※ 審理のために必要な場合は、上記の書類以外に追加書類の提出をお願いすることがあります。